

好間第二小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

[いじめ防止対策推進法第2条]

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものだという認識に立ち、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、該当学級担任等からなる。

(2) 生徒指導全体会での情報交換及び共通理解

2月に1度、全職員で配慮を要する児童について、現状や指導方法について情報交換及び共通理解を図る。

4 いじめ防止のための取組

いじめを未然に防止するためには、児童の実態を把握し、児童一人一人の自己有能感を高め、認め合える支持的風土を醸成していくことが重要となる。そこで、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 学級経営の充実

学期1回の「こまりごとしらべ」や4学年ので実施のQ-U検査を生かして、児童の実態を把握し、よりよい学級経営に努める。

(2) わかる授業づくり

わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業に努める。

(3) 道徳教育の充実

① 道徳科の授業を重視するとともに「ふくしま道徳教育資料集」との関連を指導計画に位置づけ、児童の内面に根ざした道徳的实践力の育成に努める。

② すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権を尊重する意識を高め、自他を大切にする心を育てるようにする。

(4) 教育相談の充実

「こまりごとしらべ」後、問題があった場合には、早急に学級担任と教育相談を実施し、児童一人一人の理解に努める。

(5) 縦割り班活動の実施

縦割り班活動を計画的に位置づけ、協力したり助け合ったりすることをととして人間関係調整力を身につけさせる。

5 いじめの早期発見のための取組

いじめの早期発見には、教師の児童の変化を見抜く目を養うとともに定期的な面談や調査が重要になる。

(1) 朝・帰り会及び授業や休憩時などの児童観察

- ① 健康観察等での児童の声や表情の観察をする。
- ② 休み時間や放課後等の児童の様子を観察する。

(2) ノート・日記指導

- 個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握する。

(3) こまりごとしらべの実施

- 各学期1回実施し、早急に発見する。

6 いじめに対する措置のための取組

(1) いじめに関する相談を受けた場合には、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）を開催し、対応を協議する。

(3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。

(4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時には、保護者と連携を図りながら別室等における学習を行うなどの措置を講じる。

(5) 悪質な行為として取り扱ういじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

7 家庭・地域・関係機関との連携

家庭、地域、学校の連絡を密にし、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、所轄警察等の関係機関と連携して課題の解決に臨む。

8 重大事態への対処

教育上必要があると認めるときには、学校教育法11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加える。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

9 その他

○ いじめ防止対策年間指導計画

月	生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）の取組	その他全職員での取組
4 月	・ いじめ未然防止への取組内容の検討	・ 関係機関担当者の把握 ・ 学校いじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明 （ホームページへの掲載）
5 月	・ いじめ等問題行動に対する学校方針の検討	
6 月		・ こまりごとしらべ
7 月	・ 1 学期の取組の反省と 2 学期以降の取組の検討	・ 1 学期の児童に関する情報交換
10 月	・ 教育相談の取組の検討	
11 月		・ こまりごとしらべ ・ 2 学期の児童に関する情報交換
12 月	・ 2 学期の取組の反省と 3 学期以降の取組の検討	
2 月	・ 3 学期の取組と次年度の取組の検討	・ こまりごとしらべ ・ 3 学期の児童に関する情報交換
定期的取組	・ 児童の 1 日の振り返り（毎日、帰りの会） ・ 生徒指導委員会での話し合い	

10 関係法令

（1）教育基本法

① 教育機会均等

第 4 条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会をあたえられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

② 学校教育

第 6 条 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③ 家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

① 第4章

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

① 第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<重大事態への対応>

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められたとき
- ・ いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあるとき
- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に対応する。